

消費者庁に出向して

消費者庁表示対策課 萩野 瑞樹

抄録

特許庁から消費者庁に出向している者がいることをご存じでしょうか？ 消費者庁は平成21年9月に設立された、まだ新しい役所です。消費者庁自体が何を行っているのか、一般にはあまり知られていないのではないのでしょうか。現在、私はそのような役所に特許庁から出向し、家庭用品品質表示法の担当者として日々業務を行っています。本稿では消費者庁、家庭用品品質表示法、及び業務の内容について、極々簡単ではありますが紹介させていただきます。

1. はじめに

私は平成9年に特許庁の事務系職員として入庁し、平成13年に商標の審査官補になりました。その後商標審査官となり審査業務に従事する傍ら、いくつかの併任業務も経験させていただき、平成23年4月1日から消費者庁に出向して現在に至っています。消費者庁では家庭用品品質表示法（以下、「家表法」）という法律を担当し、当該法律の執行等に携わっています。

今回、縁あって特技懇誌に寄稿させて頂くことになり、特技懇誌をご覧になる皆様方に、庁外での併任業務の内容を僅かばかりでも伝えることができれば幸いと思っておりますが、なにぶん稚拙な文章ですので、そのあたりはご容赦下さいますようお願い致します。なお、本稿の内容は基本的に筆者の個人的見解ですので、誤り等があれば筆者の責任であることを予めお断りしておきます。

2. 消費者庁について

消費者庁は近年発生した中国製食品の事件、こんにやく入りゼリーによる窒息事故、食品表示偽装、あるいはガス湯沸かし器などの製品事故や高齢者等を狙った悪徳商法の横行など、消費者が被害を受けるような問題が多発したことを受け、消費者の安全・安心な生活の確保や、消費者の利益を擁護するという役割を担うため、平成21年9月1日に内閣府の外局として設立されました。それまでの行政は、生産者側の立場を中心に考えられていたこと、また、消費者行政に関わる省庁が分かれている、いわゆる「縦割り行政」の問題がありました。仮に消費者が被害に遭っても、どこの窓口で相談したらよいのか分からなかったり、たらい回しにされたりという問題があり、また、消費者の苦情や相談が一か所に集約されず、その結果、情報共有で

きないまま対応が遅れてしまうこともありました。これらの問題について消費者庁が一元的に扱うことにより、消費者行政の司令塔として、消費者・生活者が主役となる社会を実現しようとするものです。

消費者庁が設立されるにあたり、これまで各省庁で所管していた各種の消費者に関連する法律が消費者庁に移管されています（一部移管を含む）。

【表示関係】

- ・不当景品類及び不当表示防止法
- ・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）
- ・食品衛生法 ・健康増進法
- ・家庭用品品質表示法 ・住宅品質確保法

【取引関係】

- ・消費者契約法 ・無限連鎖講防止法
- ・特定商品預託法 ・電子消費者契約法
- ・特定商取引法 ・割賦販売法 ・金融商品販売法
- ・出資法 ・貸金業法 ・特定電子メール法
- ・宅地建物取引業法 ・旅行業法

【安全関係】

- ・製造物責任法
- ・食品安全基本法
- ・消費生活用製品安全法
- ・有害物質家庭用品規制法

【消費者や生活者が主役となる社会の構築 ・物価行政】

- ・国民生活安定緊急措置法
- ・買占め及び売り惜しみ防止法
- ・物価統制令 ・消費者基本法
- ・国民生活センター法 ・個人情報保護法
- ・公益通報者保護法

図1 消費者庁に移管された法律

消費者庁の組織

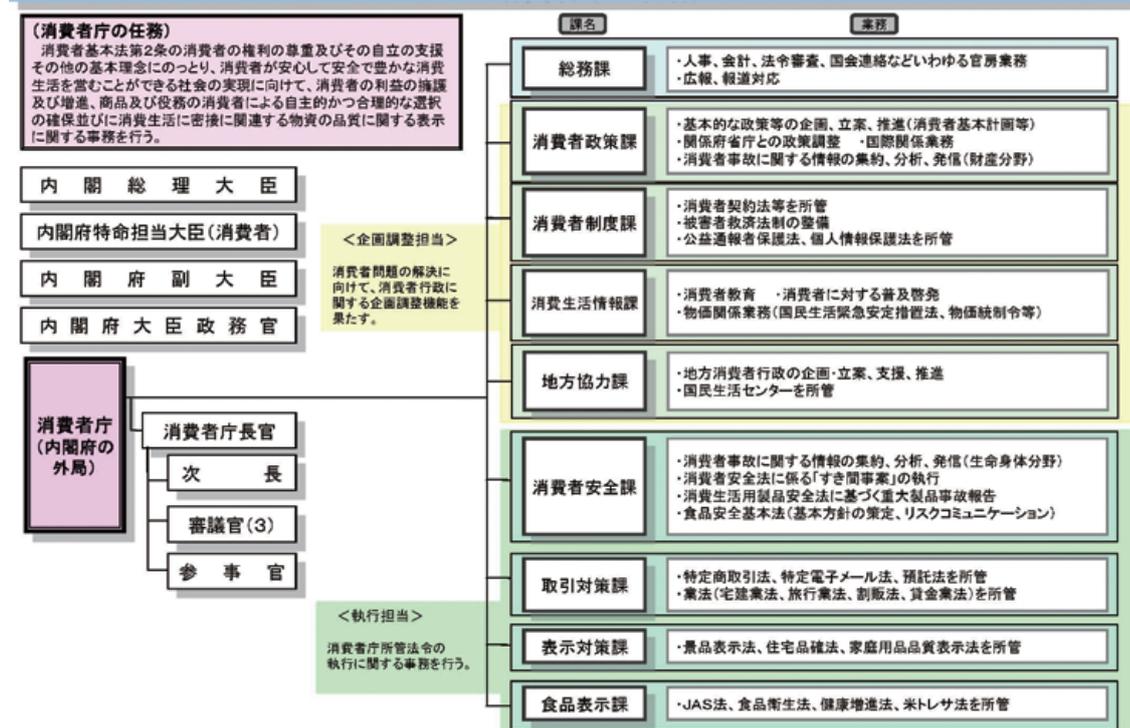


図2 消費者庁の組織図

私が担当している家表法についても、経済産業省から消費者庁に移管された法律のうちの一つです。ご覧のとおり、各分野において様々な法律を所管していますので、実際に担当する者も各省庁(内閣府、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、警察庁や公正取引委員会等)からの出向という形で消費者庁の職員として所属しているほか、様々な業種の一般企業の方々も消費者庁に出向、あるいは採用されて職員として働いています。このようなバックグラウンドが異なる方たちと一緒に仕事をする機会というのは、特許庁で審査をしている際には滅多に経験できないのではないかと思います。実際に話をしてみると、出身省庁によってカラーというか文化が違うことがよく分かり、なかなか興味深い部分もあります。

3. 家庭用品品質表示法について

私が消費者庁で担当している家表法ですが、大まかにいえば、法で指定された「家庭用品」について、製造業者や販売業者などがそれらの製品の「品質」に関する情報を、法に従って「表示」することを義務づける法律とすることができます。法律で品質の表示を義務づけることで表示の適正化を図り、対象の製品を購入する一般消費者の利益を保護しようとするものです。以下に具体例を交えながらご紹介したいと思います。

この法律でいうところの「家庭用品」とは、表1のとおり、繊維製品・合成樹脂加工品・電気機械器具・雑貨工業

品の4つのカテゴリーで、合計90の品目が指定されています。世の中に出回っているありとあらゆる製品が対象ではなく、指定品目制になっています。

表1 対象品目一覧

繊維製品 (35品目)	
1	糸
2	織物、ニット生地、レース生地
3	上衣
4	ズボン
5	スカート
6	ドレス、ホームドレス
7	ブルオーバー、カーディガン、その他のセーター
8	ワイシャツ開襟シャツ、ポロシャツその他のシャツ
9	ブラウス
10	エプロン、かっぽう着、事務服及び作業服
11	オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート及びその他のコート
12	子供用オーバーオール及びロンパース
13	下着
14	寝衣
15	靴下
16	足袋
17	手袋
18	ハンカチ
19	毛布
20	敷布
21	タオル及び手ぬぐい
22	羽織及び着物
23	マフラー、スカーフ及びショール
24	ひざ掛け
25	カーテン

26	床敷物
27	上掛け
28	ふとん
29	毛布カバー、ふとんカバー、枕カバー及びベッドスプレッド
30	テーブル掛け
31	ネクタイ
32	水着
33	ふろしき
34	帯
35	帯締め及び羽織ひも

合成樹脂加工品 (8品目)	
1	洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具
2	かご
3	盆
4	水筒
5	食事用、食卓用又は台所用の器具
6	ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋
7	湯たんぼ
8	可搬型便器及び便所用の器具

電気機械器具 (17品目)	
1	電気洗濯機
2	ジャー炊飯器
3	電気毛布
4	電気掃除機
5	電気冷蔵庫
6	換気扇
7	エアコンディショナー
8	テレビジョン受信機
9	電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー
10	電気パネルヒーター
11	電気ポット
12	電気ロースター
13	電気かみそり
14	電子レンジ
15	卓上スタンド用けい光燈器具
16	電気ホットプレート
17	電気コーヒー沸器

雑貨工業品 (30品目)	
1	魔法びん
2	かばん
3	洋傘
4	合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗剤
5	住宅用又は家具用のワックス
6	ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレス
7	合成皮革靴
8	革・合成皮革製手袋
9	机及びテーブル
10	いす、腰掛け及び座いす
11	たんす
12	合成ゴム製まな板
13	革・合成皮革製衣料
14	塗料
15	ティッシュペーパー及びトイレトペーパー
16	漆又はかシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具
17	接着剤
18	強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具

19	ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具
20	ショッピングカート
21	サングラス
22	歯ブラシ
23	アルミニウムはく
24	ほ乳用具
25	なべ
26	湯沸かし
27	障子紙
28	衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤
29	台所用、住宅用又は家具用の磨き剤
30	浄水器

上記の製品を製造・輸入・販売する事業者は、日本国内で不特定多数の一般消費者に対して販売する場合、それぞれの製品毎に決められた品質表示事項を、決められた方法により表示することになっています。指定された品目に該当しない製品の場合には、家表法による規制を受けないこととなり、事業者は自らの責任で品質表示を行うこととなります。もちろん、他の法令による規制を考慮しなければなりません。

では、具体的にはどのような表示内容なのか、ということでご覧下さい。我々に最も身近と思われるものは繊維製品の品質表示ではないでしょうか。

例1 繊維製品 (全般)

縫い付けラベルのみで表示が行われている場合
(縫い付けラベル)



縫い付けラベルと下げ札とで表示が行われている場合
(縫い付けラベル) + (下げ札)



店頭などでは洋服などに下げ札と呼ばれる紙製の札が、ナイロン製の細いひもで括りつけられているのをよく見かけられると思います。また縫い付けラベルと呼ばれる布製のタグが、洋服の内側などに縫い付けられているのではないのでしょうか。繊維製品の品質表示については、品目によって若干異なりますが、概ね繊維の素材名とそのパーセンテージ、家庭洗濯等取扱ひ方法の表示(通称『洗濯給表示』)、それから製造・輸入・販売業者の名称と連絡先が決められた品質表示事項となっています。

合成樹脂加工品、電気機械器具および雑貨工業品の具体例は以下のとおりです。それぞれの製品に関する品質表示

事項については、品目によって異なる部分が多く、説明は割愛させていただきます。

例2 合成樹脂加工品

(台所用容器)	(ポリエチレンフィルム製の袋)
原料樹脂 ポリプロピレン 耐熱温度 120℃ 耐冷温度 -20℃ 容量 300ml 取扱い上の注意 ・火のそばに置かないでください。 ○○樹脂(株) 住所 東京都千代田区○○町○○番地	原料樹脂 ポリエチレン 耐熱温度 -30℃ 寸法 外形400mm×500mm 厚さ 0.03mm 枚数 50枚 取扱い上の注意 ・火のそばに置かないでください。 ○○樹脂(株) TEL 03-9999-9999

例3 電気機械器具

(電気洗濯機)	(電気ポット)
標準使用水量 120リットル 外形寸法 幅 650mm 奥行き 385mm 高さ 855mm 使用上の注意 ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項 ・設置に関する注意事項 (株)○○電気	定格容量 1.5リットル 使用上の注意 ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項 (株)○○電気

例4 雑貨工業品

机及びテーブル	革製衣料
外形寸法 幅1800mm×奥行き970mm×高さ650mm 甲殼の表面材 合成樹脂化粧繊維板(メラミン樹脂) 表面加工 ウォール紙塗装 取扱い上の注意 ・直射日光または熱を避ける旨 ・加熱したなべ、湯沸かし等を直置きしない旨 ○○○株式会社 東京都千代田区○○町○○番地	材料の種類 牛革 取扱い上の注意 ・色落ち、硬化または劣化に関する注意事項 ・保存・手入れ方法に関する注意事項 ・アイロン掛けに関する注意事項 株式会社○○○ TEL 03-9999-9999

4. 消費者庁における業務内容について

(1) 家表法の執行業務

家表法は、指定された「家庭用品」について、製造業者や販売業者などがそれらの製品の「品質」に関する情報を、法に従って「表示」することを義務づける法律です。私の主な業務の一つとしては、家表法の執行、すなわち家庭用品の品質表示が法律に基づき適正に行われるよう事業者を指導するというものです。この法律では事業者が守るべきルールを記載しており、事業者自らがそのルールに基づいて品質表示を行うものであり、品質表示を行うにあたっては役所の認可や許可等は必要ありません。したがって、市場にはルールに従った製品がある一方、ルールに従っていない製品も当然存在します。このルールに従っていない製品について、その製品に責任をもつ事業者に対して、ルールに基づいて適正な品質表示を行うように指導を実施することとなります。

この法律は都道府県に事務を移譲しており、各都道府県の担当者は家表法に基づき適正な品質表示が行われているか否かについて、各都道府県に存在する小売店に立入検査

を行い、実際に販売されている製品のチェックを行っています。立入検査でルールに従っていない不適正な表示が発見された場合には、その旨の報告が消費者庁にされることとなっています。報告書には、不適正な表示に係る製品の情報(商品名、ブランド名、品番・型番、材質、価格等)や事業者の情報(名称、連絡先等)、どのような不適正な表示があったか等について記載されています。また、当該製品の全体の画像や品質表示が行われている部分の画像が添付されているので、その内容も確認することとなります。これらの情報に基づいて、そもそも家表法の対象製品であるか否かや、当該不適正な表示の事実関係等を調査します。調査に当たっては、その製品の品質表示に責任をもつ事業者と連絡を取り、当該製品の取扱い状況、品質表示の状況等について聞き取りを行い、必要に応じて資料を提出してもらいます。こうして調査を行った結果、不適正な表示が行われているという事実が確認できた場合には、事業者に対して文書あるいは口頭で、適正な表示を行うように指導を行うこととなります。一口に「不適正な表示」と言ってもその種類は多様であり、単なる誤記から始まり、消費者の安全に関わるものや、実質的な不利益を与えるものまであります。単なる誤記であれば、口頭で指導を行っていますが、重大な不適正、例えば、雑貨工業品の中にある「洗剤」について、特定の試験を行って、一定量以上の塩素ガスが発生するものについては

まぜるな危険

の表示をしなければならないこととなっていますが、仮にその表示が欠落していて、それによって消費者が使用する際に塩素ガスが発生するおそれがあると判断する場合には、重大な不適正として、事業者に対して公文書により指導を行うこととなります(法律上の用語は「指示」)。

ところで、この立入検査の事務は、各都道府県の自治事務という位置づけになっているため、消費者庁が各都道府県に対して年間の立入検査の実施件数を指示したり、検査品目を指定するようなことはなく、各都道府県自らが検査の計画を立てて実施しています。そのため、前述の報告が各都道府県から集中して届くときもあれば、暫く何もありませんが、それらの報告については1件1件、地道に調査を行っているのが実情です。

なお、不適正な表示を行った旨を事業者自らが報告(自主申告と呼んでいます)してくることもや、一般消費者から不適正な表示が行われている旨の情報提供を受けることもあります。これらの情報を受けた場合には、立入検査の場合と同様に必要な調査を行っています。

(2) 家表法の見直し

主な業務のもう一つは、家表法の見直しです。家表法は

昭和37年に制定された法律ですが、家庭用品は、生活スタイル、ニーズの変化や技術革新等により時代と共に様変わりしてきており、対象とする製品や表示を行う事項等については、これまでも必要に応じて見直しが行われてきました。特に平成9年には、消費生活に関わる環境の変化等を鑑み大幅な見直しを行いました。それ以降においても製品の多様化、高度化、複雑化や経済の国際化の一層の進展、さらにはインターネット通信販売に代表される新たな販売形態の台頭に加え、消費者の商品知識及び情報へのアクセスの向上などの変化も生じています。このような状況を踏まえ、家表法の主旨に立ち返り、消費者にとってより正しく親切な表示制度を構築していくため、平成22年度には、現在の制度に対する消費者及び事業者の評価と要望、さらには新たな販売形態における品質表示のあり方等について把握するための実態調査を行いました。

平成23年度においては、昨年度の調査結果を踏まえて、家表法に係る事業者団体、消費者団体、検査機関等の代表者を委員とする検討会を設立し、今後の家表法のあるべき姿や、実態に即した必要な見直しの方向性などを検討しているところです。多くの法律がそうであると思いますが、社会の実態と法律の規定との乖離は家表法においても存在する課題であり、時流に合わないものは適時見直ししていく必要があります。検討会では短期的な観点と、中長期的な観点からの見直しの方向性についての結論をまとめることとなっており、来年度以降にその結論に基づき、必要な法改正等を行っていく予定としています。

5. おわりに

今年度の4月に、特許庁の商標審査官から消費者庁の家表法の担当になったわけですが、現在の業務においては商標との関わりはほぼありません。一部、繊維製品の素材の名称が商標登録されている場合に、品質表示をどのように行うか、という点に関してぐらいのものです。特に感じるのは、商標審査の場合には、代理人である弁理士や弁護士の方とやり取りをする、あるいは企業の場合であっても知財部の方とのやり取りになる場合が多いと思いますが、品質表示は企業の品質管理や品質保証の担当、あるいは製品の企画を担当している方とやり取りをするということです。そういう方達とお話をしていると、その業界や製品の実態等、知らなかったことが山ほどあり、非常に勉強になると同時に、興味深い話も多々あります。

ただ共通するのは、商標でも品質表示でも、世の中動きに対して敏感である必要があるという点でしょう。今の市場の実態、新しい素材の開発や新製品、既存の枠に当てはまらないような製造、流通、販売形態の登場など、これらに対するアンテナを張って、動きをキャッチしておくことは必要なことだと思います。幸いにも現在の業務は事業

者の方と話をすることが多いため、話をする中で得られるものが多いです。最近は何か調べるときにインターネットは欠かせないものですが、こういった人と直接話をして得られる情報は他には代え難いものがあると感じています。この感覚は将来も大事にしていきたいと思う次第です。

ところで特技懇誌をご覧の皆様は、製品を購入する際に品質表示に目を向けることはあるでしょうか？ 私はこの業務に携わるようになって初めて意識するようになりました。平成22年度調査で行ったアンケート結果によれば、消費者の傾向としては、製品を購入する際に最も重視する要素としては、「価格」が31%と最も多く、次いで「製品の機能」、「デザイン」、「ブランド」と続き、「品質情報」は5番目の4%という結果が出ています（奇しくも私自身が関係する「ブランド」と「品質情報」は4番手と5番手に並んでおります）。しかしながら、別の設問では、購入に当たって品質表示を意識的に見て購入している消費者が3割程度存在しているという結果が出ており、この割合が多いか少ないかという議論はさておき、少なくとも製品の品質情報を見て購入の際に参考としている消費者がいる、という事実が重要だと考えています。品質表示により消費者の利益を保護するという家表法の役割は、今後も引き続き必要であると認識するとともに、事業者に対する指導や、法令等の必要な見直しを行っていくことにより、消費者利益の保護をより一層進めていければと思っています。

最後になりますが、消費者庁での業務について分かりやすく伝えようという思いで執筆しましたが、如何せん技術が伴わず分かりにくかった点もあろうかと思っています。少しでも興味を持った方がいらっしゃいましたら、消費者庁のHPに家表法についての案内を載せており、より詳細が分かるかと思いますが、是非一度覗いて頂ければ幸いです（<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>）。拙い文章でしたが、最後までお付き合い頂きましてありがとうございました。

profile

荻野 瑞樹 (おぎの みずき)

- 1997年4月 特許庁入庁、秘書課に配属
- 1999年4月 会計課
- 2001年4月 商標審査官補心得
- 2003年4月 商標審査官(化学)
- 2004年4月 商標課商標企画専門官併任
- 2006年4月 審査業務部審査官(国際商標登録出願)
- 2007年4月 総務課情報システム室併任
- 2009年4月 審査業務部審査官(国際商標登録出願)
- 2010年4月 経済産業省通商政策局アジア太平洋地域協力推進室
- 2010年5月 外務省日本APEC準備事務局
- 2010年12月 審査業務部審査官(国際商標登録出願)
- 2011年4月 消費者庁(現在に至る)